

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 規則

ページ

- 北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則【総務市民局人事部人事課】 2

◇ 告示

- 令和8年度地籍調査事業計画に基づく地籍調査【都市整備局総務用地部総務課】 4
- 居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業者の指定【保健福祉局地域共生社会推進部介護保険課】 5
- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域共生社会推進部介護保険課】 7
- 令和8年度の国民健康保険料の料率【保健福祉局総務部保険年金課】 9

◇ 公告

- 調達契約に係る一般競争入札の公告【政策局DX・AI戦略室】 10
- 特定調達契約の相手方の決定【保健福祉局総務部保険年金課】 12
- 北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理事業の事業計画の変更【都市整備局折尾総合整備事務所整備課】 13

北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 2 9 号

北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則

北九州市事務分掌規則（昭和 4 3 年北九州市規則第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条 産業経済局企業誘致部企業誘致課の項中 「 I T 産業誘致係 」「物流
物流拠点化係 を 産業
産業用地係 」 I T
拠点化係
用地係 に改める。
産業誘致係」

第 3 条 産業経済局企業誘致部企業誘致課企画係の項第 7 号中「エンターテインメント関連産業の誘致」を「工場立地法（昭和 3 4 年法律第 2 4 号）」に改め、同条産業経済局企業誘致部企業誘致課 I T 産業誘致係の項を次のように改める。

物流拠点化係

- (1) 物流振興施策の総括に関する事。
- (2) 物流拠点の推進に関する事（港湾空港局の所管に属するものを除く。）。
- (3) 物流関係事業者との連絡調整に関する事（港湾空港局の所管に属するものを除く。）。
- (4) 北九州貨物鉄道施設保有株式会社に関する事。

第 3 条 産業経済局企業誘致部企業誘致課物流拠点化係の項を次のように改める。

産業用地係

- (1) 産業用地の企画及び整備に関する事。
- (2) 企業誘致に関連する産業インフラの調査及び調整に関する事（他局の所管に属するものを除く。）。
- (3) データセンター及びエネルギー産業の誘致に関する事（他局の所管に属するものを除く。）。
- (4) 大規模立地企業の支援及び連絡調整に関する事。

第 3 条 産業経済局企業誘致部企業誘致課産業用地係の項を次のように改める

。

I T 産業誘致係

- (1) I T 産業の誘致に関する事。
- (2) I T 産業の企業立地に係る助成金に関する事。
- (3) I T 産業の立地企業の人材確保支援に関する事。
- (4) サービス・コンテンツ産業の誘致に関する事。

付 則

この規則は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

北九州市告示第 2 4 2 号

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により、令和 8 年度地籍調査事業計画に基づく地籍調査を行うので、同法第 7 条の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

1 福岡県知事により令和 8 年度地籍調査事業計画が定められた年月日
令和 8 年 4 月 7 日

2 調査を実施する者の名称
北九州市

3 調査地域

小倉南区	下吉田三丁目、下吉田四丁目、大字吉田、中吉田一丁目、中吉田二丁目、中吉田三丁目、中吉田六丁目、沼南町二丁目、沼本町四丁目及び上吉田一丁目の各一部
八幡西区	本城一丁目、本城三丁目、本城四丁目及び本城五丁目の各一部

4 調査期間

令和 8 年 4 月 7 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第243号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月29日

北九州市長 武内和久

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 1032 15	スマイル大里	北九州市門司区 大里東二丁目1 0番4号	有限会社ルイ ーゼ	令和8年5 月1日
4070 4065 27	ヘルパーステー ションみきの家	北九州市小倉北 区熊谷四丁目2 番37号 20 1号	合同会社F U K K U R U	令和8年5 月1日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4066 6912 80	訪問看護ステー ション えにし	北九州市八幡西 区力丸町3番2 -308号山内 ヴィラージュ千 代ヶ崎	株式会社縁	令和8年5 月1日
4067 6902 40	訪問看護ステー ションC o h a r u 門司	北九州市門司区 原町別院9番2 号 シャトレ別 院Ⅲ103号室	株式会社レー ヴ	令和8年5 月1日

3 訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4066 6912 98	訪問看護ステー ションm e g u r u	北九州市八幡西 区永犬丸西町三 丁目16番14 号 西町マンシ ョン202号	株式会社4 r c h	令和8年5 月1日

3 通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 1032	スマイル大里	北九州市門司区 大里東二丁目1	有限会社ルイ ーゼ	令和8年5 月1日

07		0番4号		
4070 7086 58	リハビリテーシ ョンL a b o リザルト	北九州市八幡西 区力丸町7番2 号	合同会社A m b i t i o n	令和8年5 月1日

4 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 4065 35	福ふくろう ケ アレンタル	北九州市小倉北 区赤坂四丁目1 6番11号	株式会社G L A U X	令和8年5 月1日

5 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 4065 43	福ふくろう ケ アレンタル	北九州市小倉北 区赤坂四丁目1 6番11号	株式会社G L A U X	令和8年5 月1日

6 居宅介護支援

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 5062 92	ケアプランコス モ	北九州市小倉南 区湯川新町二丁 目5番13号	一般社団法人 H a r n e s s	令和8年5 月1日
4070 6023 23	杉乃樹ケアプラ ン相談所	北九州市八幡東 区八王寺町1番 8号	合同会社杉乃 樹	令和8年5 月1日

北九州市告示第244号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項、第115条の5第2項及び第115条の25第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者から廃止の届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号、第115条の10第2号及び第115条の30第2号の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月29日

北九州市長 武内和久

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070100260	ニチイケアセンター門司	北九州市門司区錦町4番22号	株式会社ニチイ学館	令和8年4月30日
4070103165	スマイルグランチャ	北九州市門司区大里東二丁目10番4号	グランチャ株式会社	令和8年4月30日

2 通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070103173	スマイルグランチャ	北九州市門司区大里東二丁目10番4号	グランチャ株式会社	令和8年4月30日
4070600673	デイサービスセンター恵迪館	北九州市八幡東区山路松尾町13番25号	社会福祉法人ふらて福社会	令和8年4月30日
4070601275	ふじの木園八幡東デイサービスセンター	北九州市八幡東区前田二丁目9番9号	社会福祉法人ひさの里	令和8年4月30日

3 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070401544	社会福祉法人風花会 特別養護老人ホームかざはな園	北九州市小倉北区江南町2番20号	社会福祉法人風花会	令和8年4月30日

4 居宅介護支援及び介護予防支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日

4070 6022 40	ゆう月ケアプラ ンセンター	北九州市八幡東 区東山一丁目7 番21号	合同会社 l a m o u r s a n s f r o n t i e r e s	令和8年4 月30日
--------------------	------------------	----------------------------	--	---------------

北九州市告示第 2 4 5 号

北九州市国民健康保険条例（昭和 4 2 年北九州市条例第 5 3 号）第 1 4 条第 1 項第 1 号、第 1 4 条の 1 0 第 1 項第 1 号、第 1 4 条の 1 5 第 1 項第 1 号及び第 1 4 条の 2 0 第 1 項第 1 号に規定する国民健康保険料の令和 8 年度における料率を決定したので、同条例第 1 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

1	基礎賦課額の所得割料率	1 0 0 分の 8 . 3 1
2	後期高齢者支援金等賦課額の所得割料率	1 0 0 分の 3 . 4 0
3	介護納付金賦課額の所得割料率	1 0 0 分の 2 . 9 0
4	子ども子育て支援金賦課額の所得割料率	1 0 0 分の 0 . 2 8

北九州市公告第398号

一般競争入札により、調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年5月29日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

- (1) 件名 マイナンバー利用事務系環境RPAソフトウェア（UiPath）ライセンス調達
- (2) 履行の内容 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年7月1日まで
- (4) 履行場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市政策局DX・AI戦略室
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
 - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市政策局DX・AI戦略室
 - イ 期間 この公告の日から令和8年6月9日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 この公告の日から電子メールにより無償で交付する。交付を希望する場合は、前号イの期間に北九州市政策局DX・AI戦略室に連絡すること。

(3) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎西棟3階303会議室

イ 日時 令和8年6月9日午前11時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 入札の中止 特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は、補償の責めを負わない。

(5) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市政策局DX・AI戦略室

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3007

北九州市公告第399号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年5月29日

北九州市長 武内和久

- 1 特定役務の名称及び数量
国民健康保険システム運用支援及び保守業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市保健福祉局総務部保険年金課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和8年3月31日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
行政システム九州株式会社 福岡支店
福岡市博多区中洲中島町1番3号
- 5 契約金額
5,004万100円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第2号に該当するため

北九州市公告第400号

北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により次のとおり公告する。

令和8年5月29日

北九州市長 武内和久

- 1 土地区画整理事業の名称
北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
北九州市
- 3 事務所の所在地
北九州市八幡西区大浦二丁目13番7号
- 4 事業施行期間
平成18年12月12日から令和19年3月31日まで
- 5 施行地区
北九州市八幡西区北鷹見町、大膳二丁目、東筑一丁目、東筑二丁目、西折尾町、堀川町及び南鷹見町の各一部
- 6 事業計画の決定の年月日
平成18年12月12日
- 7 変更の年月日
令和8年5月29日